

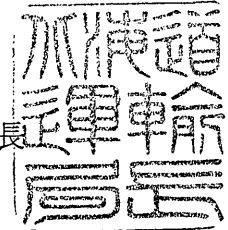


北自旅一第119-5号

平成21年 5月29日

当別町地域公共交通活性化協議会  
会長 近藤 充徳 殿

北海道運輸局長



平成21年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定の変更通知書

平成21年5月29日付けで申請のあった平成21年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の交付変更申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を変更することとしたので、同法第10条第4項の規定で準用する同法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助対象事業  
地域公共交通活性化・再生総合事業
2. 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通活性化・再生総合事業計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱（平成21年2月25日国総計第91号）に従わなければならない。

(別表)

平成21年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定一覧(変更後)  
(平成21年5月29日付け交付決定変更)

補助対象事業者：当別町地域公共交通活性化協議会

補助対象事業の種目、名称及び内容	補助対象事業の着手及び完了予定日	補助対象経費(円)	補助金額(円)
バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業			<u>30,930,000</u>
(コミュニティバス実証運行)	自 H21. 4. 1 至 H22. 3. 31	43,170,000	21,580,000
(バスの待合環境、車両等関連施設整備)	自 H21. 6. 1 至 H22. 3. 31	<u>18,709,895</u>	
公共交通利用促進に資する事業			
(利用促進策の実施と公共交通サービスに関する情報提供)	自 H21. 4. 1 至 H22. 3. 31	5,908,420	4,570,000
(調査・研究等)	自 H21. 4. 1 至 H22. 3. 31	3,244,500	
合	計	<u>71,032,815</u>	<u>35,500,000</u>
		52,322,920	26,150,000

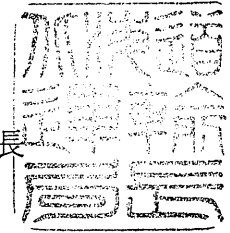
(下線が変更部分)



北自旅一第32-2号  
平成21年4月13日

当別町地域公共交通活性化協議会  
会長 近藤 充徳 殿

北海道運輸局長



平成20年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の額の確定通知書

平成21年4月10日付けで実績報告のあった平成20年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る補助対象事業の補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、国土交通大臣が下記のとおり確定をしたので、同条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の額の確定の日及び番号  
平成21年4月13日 国自旅第19号
2. 補助金の確定額  
25,200,000円